

公益社団法人能代法人会  
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人能代法人会（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 3 常勤役員の報酬は、職員給与規程に準じて支給する。
- 4 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当っては、当該役員の任期に応じ、第4条第3項に規定する退職手当を支給することができる。
- 6 非常勤役員には、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は総会で決定し、別表1「報酬総額」に明確にする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し、別表2「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にする。
- 4 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、2ヶ月以内にその法廷相続人に支払うものとする。

(その他の経費)

第5条 役員が職務の遂行に当って負担する、または負担した旅費交通費以外の費用

については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1. この規程は、公益社団法人能代法人会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

【別表1】

常勤役員の報酬総額	年額 2,000,000円以内
-----------	-----------------

【別表2】

常勤役員退職手当の算出基準	報酬月額 × 常勤役員在職年数
---------------	-----------------